

平成29年 第5回（12月）志免町議会定例会一般質問通告書

※傍聴の皆様へ

質問時間とは議員の発言時間となります、町長等の答弁時間を含めると1人の一般質問にかかる時間は30分以上となります。

通 告 順

番号	質問者	質問時間	件 名	要 旨	具 体 的 質 問 内 容	質問の相手
1	丸山真智子	30分	1. 志免町の水道事業について。	(1) 安心、安全な水の供給と課題について。	① 志免町の水はおいしくないのか。 i 昨年の文化祭での「きき水アンケート」の結果と対策。 ii 土生山浄水場で作られた水を利用した【タテコーラ】の今後の展開はないのか。 ② 志免町の水は安心、安全な水ですか。 i アンケートの結果は一般で57%、子どもで40%の住民が不安と回答しているが、これを捉えてどうしているのか。 ii 「水安全計画」の策定はできたのか。また、公表は。 iii 施設の防犯対策、セキュリティー対策は万全か。 ③ 志免町の水道料金は高いのか。 i 上下水道料金（合計）を他市町と比較するとどうなっているのか。 ④ 水不足の心配はないのか。 i 渇水時の給水体制は。マニュアルはあるのか。 ⑤ 災害対応について。 i 施設、配水管の耐震化状況。 ii 事業継続計画（BCP）の策定は。 iii 住民の飲料水備蓄等の備えの推進は。 ⑥ 現在の職員体制と、人材の育成や技術継承は大丈夫か。 ⑦ 経費縮減の努力はされているのか。具体的に答弁を。 ⑧ 民間活用導入について。 ⑨ 「給水条例」が改正され4月に施行、6月請求分より実施となっている。ひと月10㎡未満の利用については見直された。利用者の反応は。 ⑩ 選挙公約である水道料金の見直しについては、どうなっているのか。	町 長
			2. 心肺蘇生法とAEDの普及について	(1) 普及で救命率のアップを	① 住民が大勢集まることが多い公民館単位での普及率を高めることが安心につながるのでは。AEDについては助成したらどうか。	町 長
2	助村千代子	30分	1. 災害時における食と食の安全と飲料水の確保。	(1) 災害時における食糧と飲料水等の確保は当然ですが、災害時の食生活を少しでも充実させ、災害時こそ、食中毒予防の基本を守り、食中毒を防ぐ等食の安全が大切です。	① 災害時の食料の備蓄と炊き出しの体制について。 i アレルギー対応食（食物アナフィラキシー）・液体ミルクの備蓄。 ii 災害時炊き出しマニュアル・災害時のレシピが必要。 ② 災害時における避難所や病院等でのお湯等飲料の確保のための災害協定の推進について。	町 長
			2. ダイバーシティ（多様性）における支援。性的マイノリティー（性的少数者：LGBT）の方々への理解と支援に向けて。 L 女性同姓愛者（レズビアン） G 男性同性愛者（ゲイ） B 両性愛者	(1) 性的マイノリティー（性的少数者：LGBT）の方々には社会の中で、様々な困難と不利益に直面している。職場や学校でのいじめや差別、性的指向を相談できずに自殺率が高いなどいろいろな課題があります。性的マイノリティーに該当する人は6、7%。社会の理解と支援が必要。	① 性的マイノリティーは医学的な位置づけもなされているが、町ではどのように捉えているのか。 i 基本的な考え方は。 ii 社会的不利益などの実態を把握しているのか。 iii 役場窓口での性別表記の対応は。 ② 教育現場での対応について。 i 職員の研修については。 ii 当事者を取り巻く周囲の対応、相談しやすい環境作りについて。 iii 保健室、図書室へのパンフレット、理解のできるマンガ設置などは。 IV トイレ対応・修学旅行風呂対応について。 V 中学の制服選択について。 VI 相談窓口設置、ホットラインの設置について。 ③ 具体的な支援について。	町 長 教 育 長

			(バイセクショナル) T 性同一障害(トランスジェンダー)		<ul style="list-style-type: none"> i 職員、町民などへの理解も必要だと考えるが、LGBTの理解の啓発について。 ii トイレ問題について。 iii 行政窓口の対応、レインボーカラー設置を。 	
3	二宮美津代	30分	<p>1. 条例の改正。</p> <p>2. 「志免町水道事業ビジョン」における水道事業の課題。</p>	<p>(1) 「志免町危険廃屋等の管理に関する条例」の見直し。 危険廃屋に特化するのではなく、空き家等の活用の促進。</p> <p>(1) 既存水源の見直し。</p>	<p>① 条例施行(平成24年6月)から5年が経過、社会情勢の変化に対応する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 空き家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年11月公布)に基づく対策計画の策定。 ii 撤去・改修等により有効な活用の促進。 iii 空き地等対策の強化。 <p>① 本町水道水源の導水については、御笠川・宇美川から原水を取水、水道企業団から浄水を購入している。 原水の取水は慣行水利権のうち、上水道水利として、一定の取水権が認められている。 水源の水利補償費の見直しも含め、御笠川水源の廃止の検討。</p>	町長 町長
4	牛房良嗣	30分	<p>1. 役場職員が町活性化の原点。全職員が1人2役体制の活躍を。</p> <p>2. 4校区へ職員を配置、町民の意見吸収、政策、予算化へ。</p> <p>3. 80歳現役社会の実現へ。</p> <p>4. 英オックスフォード、ケンブリッジ大学院生4名を教師として招へい。</p>	<p>(1) 全職員へ担当職務遂行の目と、もう一つ町全体、役場改革推進の目の複眼をもって職務の遂行を(1人2役体制)。</p> <p>(1) 校区での仕事は町内会、老人クラブ、団体への支援と現場の声を行政へ報告、予算化へ。</p> <p>(1) 定年退職者プロジェクトチーム創設、職務は高齢者の意向調査、実態の把握⇒政策へ。</p> <p>(1) 広域的な取組みとしてはどうか。</p>	<p>① 職員複眼で仕事を。</p> <p>② 町長は月1回、全職員メールの配信、職員の思い、アイデアの送信。 全員野球で町に元気を、全職員の協力体制の構築を。</p> <p>① 現場と役場の距離を縮める。 ② 現場の意思・声を行政に、4校区へ定年退職者(行政・民間)の公募配置は。</p> <p>① 県70歳現役応援センターと連携協力、町内高齢者の第2の人生の生き方をサポート。</p> <p>① 本場の英国の歴史と英語を、志免、宇美、須恵の高校、中学などに招へいできるように取組めないか。</p>	町長 町長 町長 町長教育長
5	牟田口武史	30分	<p>1. 宇美川の水害対策。</p> <p>2. 別府上井堰改修工事における目的。</p>	<p>(1) 今日までの宇美川の水害対策と今後の対策について。</p> <p>(1) 別府上井堰の工事の目的と影響。</p>	<p>① 平成15年より平成19年の5ヵ年での宇美川の整備の内容とその結果について。 ② 9月議会の答弁における国への要望活動について。</p> <p>① 井堰のもつ目的は。 i 宇美川に井堰はいくつあるのか。 ii それぞれの井堰のもつ意味は。 ② 別府上井堰の改修による必要性和宇美川護岸に与える影響は。</p>	町長 町長
6	末藤省三	30分	<p>1. 教育について。</p> <p>2. 国保等について。</p>	<p>(1) 就学援助制度の拡充について。</p> <p>(1) 国保の都道府県化。</p> <p>(2) 認知症対策。</p>	<p>① 就学援助による入学準備金の増額と入学前支給について。 基準引上げについて。 ② 学校給食費の無償化について。 ③ 教師の不足問題について。 ④ 学校にタイムカード設置を。</p> <p>① どのように変わるのか(都道府県移行で)。 ② 保険料の値上げ。 ③ 国保の減免制度実施について。</p> <p>① 認知症で障害者手帳を(手続きの仕方)。</p>	町長教育長 町長 町長

			3. 消費税等について。	(1) 消費税。 (2) 地方交付税の削減について。	① 消費税10%をどう考える。 ① 地方交付税の削減について、どう考えているか。	町 長 町 長
7	古庄信一郎	30分	1. 今年度志免町文化祭で紹介された上下水道課の斬新的な素晴らしい事業、「タテコーラ事業」の評価と、これから見える諸課題について。 2. 志免町の福祉事業を受託し補助金を受給している社会福祉法人「志免町社会福祉協議会」に於ける超高額寄付金の取扱いと高額な有価証券への投資運用の経緯と是非及び説明不足、不明瞭な運営の実態、問題点について。	(1) 職員発案によるユニークかつ有益な事業の内容と経過及び今後について。 (2) 執行部の事業及び課、職員への評価と今後について。 (1) 町民からの指摘を受け、町から多額の補助援助をしている社会福祉法人「志免町社会福祉協議会」に於ける超高額寄付金の取扱いと有価証券への投資運用の経緯と実態、不明瞭な会計内容及び問題点について問う。 (2) 一連の経緯を踏まえ、志免町として「志免町社会福祉協議会」への対応について問う。	① 事業の計画から実施までの経緯について。 ・計画発案・発起の動機と時期。 ・組織(所管課)としての決定、実働取組への経緯。 ② 予算と諸経費の実態は。 ③ 今後への思いは。計画は。 ① 町長の認識と評価は。 ② 町としての具体的な対応は何をしたのか、今後は。 ③ 職員提案制度の現状と課題。 ④ 今後への提言。 ① 町に於ける「志免町社会福祉協議会」の位置づけは。 ② 25年のお一人からの寄付金92,447,960円の認識は。 ③ 前述寄付金の公表の仕方についての評価は。事業報告他。 ④ 25年度末では初めて「流動資産有価証券6,000万円」が計上され始めて株を購入。寄付金との関係は。 ⑤ 26年度は、上記金額が積立金取り崩し等で1億7,300万円に増額され、その内9,300万円が寄付での有価証券で、更に27年度には流動資産から「固定資産の投資有価証券」に変更されている、何故か。これらの経緯と理解は。 ⑥ 各年度の購入証券の中身、額は。取引先は。公表は。 ⑦ 26年の有価証券の「受取利息配当金」が237万円計上されているがこの用途は。臨時職員への一時金として配布されたとの指摘もあり真意は。町との関係は。 ⑧ 誰の提案として株式による投資運用が進められたのか。これら一連が事業報告には一切掲載されていないが。理事会、評議会への報告内容と反響は。 ⑨ 27年度の有価証券の取得額は1億7,074万円で社協全体の支出総額の77.2%にあたるが問題ではないのか。 ⑩ 株式の資金運用は定款に明記されているのか。 ⑪ 保有の限度、損失限度の規定は定めているのか。 ⑫ 資金運用規定は。資金運用責任者は誰か。承認は。 ⑬ 27年度末の次期繰越活動費2億624万円についての志免町としての見解は。 ① 町として一連の経緯等をどう把握し対処したのか。 ② 貴重な善意の特別寄付金を社協の利益をあげるための投資、それもリスクがある株購入による運用の是非。 ③ 多額な繰越金の額、社協全体の支出の半分近い有価証券の購入、このような運営実態の社協をどう評価するか。 ④ 法人本部への人件費他、補助金の正当性は。 ⑤ 社協への指導なり意見はどう考えるか。	町 長 (上下水道課長) 町 長 町 長 町 長